

經濟論叢

第109卷 第3号

山岡亮一教授記念號

献 辞	降 旗 武 彦	
經濟成長と貧困	島 恭 彦	1
朝 鮮 紀 行	松 井 清	19
西ドイツ農業の構造変化	大 藪 輝 雄	39
マルクスの「個人的所有」論について	福 富 正 実	58
ビスマルク体制期のシュレージエン州における エンカー的土地所有	大 月 誠	76
現代アメリカ農業における不動産抵当債務	中 野 一 新	103
沖縄におけるドル切替え	小 野 一 郎	131

山岡亮一 教授 略歴・著作目録

昭和47年3月

京 都 大 學 經 濟 學 會

沖縄におけるドル切替え

—その政策内容—

小野 一 一 郎

1971年8月のいわゆるニクソンショックにつづく、円の変動相場制への移行以来、ドル流通圏にあった沖縄のうけた衝撃がきわめて大きなものであったことは周知のことであろう。さらに12月の平価の多角的調整の結果としての円の対ドル大巾切上げ(16.88%)、1ドル=308円の決定によって、輸入の大部分を日本に依存する沖縄の物価は本土政府の為替差損補助にもかかわらず、一段と上昇し、円圏への復帰を目前にした沖縄の困難を一層大きくしつつある。

たとえば、最近の『日本経済新聞』(1972年2月1日夕刊)は、「円新レート沖縄経済を痛撃」という見出しで、つぎのような特派員報告をつたえている。いささか長文であるが、沖縄の現状をものがたるものとして、物価に関連するものだけをひろい出してみるとつぎのとおりである。

「円切上げによる沖縄経済への打撃は日増しに深刻化している。昨年の沖縄の消費者物価の動きをみると、総合指数(1965年=100)が7月137.5から12月144.8と半年足らずで7.3%もはね上った。これは干ばつによる野菜高などの影響もあるものの、本土からの輸入加工食品が年平均で対前年比12.5%上昇するなど明らかに変動相場制から新レートへの動きが直接響いているようだ。

このため琉球政府は昨年10月から本土政府の援助で必需品440品目について為替差損を補助して物価の上昇を防ぐことにした。しかし事務手続きが複雑であるため、3ヶ月たった現在、差損支払を終えたのは611万ドルの請求に対して、たった55万ドルにすぎない。

こうした情勢のなかで、輸入業者のなかには差損補償を要求せず、直接小売価格を上げるものも出てきた。また島産品メーカーでも小売価格を上げる動き

がある。婦人団体が食料品を中心に76品目について小売値段を調べた結果では、8月以後、値上がりしたままの商品が61品目に及んだという。

今後復帰が近づくにつれ、物価はさらに上昇しそうである。1日(2月)には沖縄の家庭料理の王様ともいえる豆腐が一丁(900グラム)20セントから25セントに値上がりした。製造業者は、本土経由で仕入れている原料の大豆が30%値上がりしたのに、原産地が米国であるため為替差損補償の対象とならないため、と説明している。ドルを使用しながら、円経済に組み込まれている矛盾がここにも顔を出している。」(『日本経済新聞』同上)

しかし、円の切上げ、同じことであるがドル切下げによって沖縄が直面している困難はたんに物価問題だけではない。変動相場制への移行以前にドル切下げ見越しの資本の本土逃避はすでにはじまっていたともいわれるし、それが変動相場制への移行によって拍車をかけられたことも事実である。このように資本逃避＝流出に加えて、貿易面でのリーズ・アンド・ラグスから当然生ずる貿易資金需要の激増＝短期資本流出によって、沖縄の金融逼迫が激化されたことも注目すべきであろう。

このように沖縄の本土復帰＝円圏復帰は、ドル危機＝IMF体制の終焉という世界史の劃期に際会することによって、一層の苦痛を与えられるものとなったわけである。(なお、沖縄において、復帰前の円切上げにともなう沖縄の打撃をすでに明確に指摘したものとしては、『琉球新報』1970年3月5日号所載の特集記事「円切上げと沖縄」⑥がある。)

この時に当って、いま一度沖縄においてドル切替えが行なわれた原点に立ちかえり、ドル切替え政策の内容とその目的をかえりみることは無意味ではないだろう。円圏への復帰が戦後世界史の劃期と期を同じくしているように、戦後沖縄史の劃期をなすドル切替えの行われた1958年もまた戦後世界史の注目すべき劃期点(西独主要通貨の交換性回復、ドル危機開始、貿易資本自由化の強化拡大、中ソ対立の開始)であった。

I ドル切替え措置の内容

1958年9月の沖縄における通貨B円のドル切替えが、アメリカによる沖縄統治政策の大きな転換を意味するものであることはすでに以前に言及した。(拙稿『経済論叢』第99巻第4号、および第100巻第4号所収「沖縄におけるドル切替えをめぐる論争について」、なお『経済論叢』第102巻第1号所収「沖縄における日本円の消滅—B円単票のメカニズム」参照。)

しかしそこでは政策の具体的内容にそくして分析を行なったわけではなかった。本稿はその欠を補なうことを意図している。

日本の潜在的主権を有する領土において、外国通貨であるドルが排他的流通を行なうということ事態すでに異例のことであるが、この異例の通貨切替えは同時にその後の沖縄の経済の方向を決定する重要ないくつかの布令をともなうことによって、単なる通貨改革以上の内容をもっていたのである。あるいみで、それらはドル切替えのもつ内容＝全政策指向を表現するものであったし、また同時にドル切替え自体の必然的帰結を表わすものでもあった。

以下、ドル切替えに先立ち、むしろそれを前提として公布され、切替えと同時に実施されたこれら布令を手がかりとして、ドル切替えの内容と政策目的を明らかにしておこう。

1958年9月12日、米民政府は通貨引替えに関連して、四つの高等弁務官布令を発表した。布令10号「銀行」、11号「琉球列島における外国人の投資」、12号「琉球列島における外国貿易」、13号「価格等の統制について」がそれである。これら布令の内容を琉球銀行調査部の資料によりながら、その要点をのべておこう。(琉球銀行調査部『金融経済』1958年10月号所載の布令および解説、なお『琉球銀行十年史』1961年、347頁以下、参照。なおドル切替えの過程であられる布令は全部で7つであるが重要なものは上記10、11、12号とのちにふれる14号「通貨」の4つである。)

〔I〕 布令10号「銀行」(HICOM Ordinance Number 10 “Banking”)

銀行制度の改正は通貨制度の改革と関連し、通貨の発行制度、貨幣供給を規

定する要因をなすもので、のちに通貨制度の問題をのべる際あらためて取上げる必要があるが、ここでは先ず、銀行制度だけを取上げることにする。新布令における主要な改正点＝内容はつぎのとおりである。

(1) 従来為替業務の取扱いは1950年10月の軍政府布令26号「琉球列島における外国為替及び貿易手続き」第9条によって琉球銀行に限られていたが、今回の改正によって琉球銀行以外の銀行(具体的には普通銀行1行、相互銀行4行)でも、行政主席の認可があれば外国為替業務(＝対外支払決済取引)の取扱いができるようになった。従来の為替管理制度下においては外国為替(ドル)は民政府の商業ドル資金勘定に集中されており、海外との取引決済は琉銀コルレス先に預託された民政府の商業ドル資金勘定によって行なわれてきた。しかしドル切替えによって為替管理が事実上不可能となりドルそのものが住民の直接使用通貨となるため、直接自己の保有するドル資金で海外との決済を行ないうるし、また行なわねばならないことになった。

しかし沖縄の場合ドル以外の外貨の保有を認められないのであるから、つまり流通通貨そのものが国際通貨＝対外決済手段であるドルであって、しかもそれ以外の外国通貨保有を認められないのであるから(ドル以外の外貨がもちこまれても公的にドルに変わらないということ。後述布令12号及び14号参照)、普通の意味での外国為替取引はドル切替え後の沖縄では存在しないことになる(外国為替保有は0)。したがって外国為替取引の自由化といってもそれはドルによる対外取引の自由化にすぎない。だから琉銀の外国為替取扱業務独占の崩壊はドル切替えの不可避な結果にすぎないといえるが、琉銀はこれによって巨大な為替売買益を失うことになった。(B円下においてB円からドルに交換する売買益として、琉銀は貿易取引の場合1ドルにつき50銭、送金の場合25銭を徴収していた。切替えによりB円をドルに交換する必要がなくなるから、この売買益は消滅することになる。)

(2) 通貨切替え以前において、預金支払準備金は、琉球銀行の場合は全額法貨B円で自己の金庫に保有する(但し民政官が随時決定する一定額は米国政府証券又は米国の銀行預金とすることができる)ことになっており、普通銀行および相互銀

行の場合、現金または琉球銀行ないし行政主席の指定する銀行への預金として保有することが規定されていた（銀行法第5条，相互銀行法第13条）。かくて琉球銀行は全銀行の支払準備金預け入機関として指定され、沖縄金融機関の預金支払準備金は琉球銀行に集中されていたのであるが、この準備金集中制度が新布令で廃止されることになった。

新布令でも預金支払準備率は従来どおりで、相互銀行の場合、定期性預金の10%、当座預金およびその他預金の30%、普通銀行では定期性預金の5%、当座預金およびその他の預金の20%、琉球銀行では、貯蓄性預金（定期預金）の5%、要求払預金（当座預金）の18%（その後1959年10月の改正により、20%となり、すべてについて普通銀行と同じとなった）である。ところが従来各金融機関の手持現金および琉球銀行預け金は支払準備金として認められてきたが、今回の改正によって各銀行とも上記支払準備金総額の20%以上を自己の金庫に法定通貨、すなわちドルで保持すべきこと。さらに残りの80%以下を民政官の認める合衆国の中央準備市または準備市にあるコルレス先銀行に要求払預金として預け入れねばならないことになった。（もちろん連邦準備銀行に直接預金することはできないし、保有ドルを金にかえることもできない。）

そのため琉球銀行は各金融機関の準備金預託銀行としての資格を失うことになり、したがって沖縄全金融機関の支払準備金の大半は琉球銀行から合衆国の準備市にある銀行に移されることになった。

この保有形態の変化は重要である。というのはいままでは琉銀に準備金が集中されており、琉銀の支払準備が全沖縄の信用制度の基礎におかれるという立体的構造をもっていた。つまりその場合琉銀は中央銀行的な位置におかれており、そのかぎり、全体としての準備金の節約の役割をになっていたのである。ところが今回はそれがなくなって各自がそれぞれ準備金をもたねばならないことになったのだからそれだけ沖縄全体としての準備金の量は大きくならざるをえないことになるわけである。しかもその場合その過半を沖縄におくのではなくて、米国におくことを義務づけられているわけで、それだけ全沖縄金融機関

の資金供給は、自前で対外取引の決済資金を準備しなければならないこと（と
いうのはいままでは銀行の現金準備はB円預金つまり島内支払に対するものだけでよか
ったから）に加えて、この点においても大きな制約を今迄以上に蒙る結果となっ
たわけである。（この点はまたのちにふれる。）

なお支払準備金が規定以下になるときは銀行は新たに貸付または割引をなす
ことはできないというきびしい貸出制限規定がおかれていることは従来と同じ
であるが、民政府が琉球経済の一般的利益になると認めた場合、一時この支払
準備金の保有要求を留保する権限をもつという規定を新たに加えている。しか
しこれは上記の準備金の保有形態の変化＝準備金拘束の拡大の当然の結果にす
ぎない。つまり今迄以上に窮屈にしたから、こういう規定をおかざるをえなく
なったまでの話であって、結局米側にそれだけ政策介入の余地を与えたもの
にほかならない。だからそれは決して「経済上の変動に対処するにあたって従来
より柔軟な措置がとれるよう規定された」（『琉銀十年史』、351頁）と評価しうる
ものではないのである。

(3) 合衆国財務省の預託代行機関として琉球銀行が指定され、同行に合衆国
財務省預託勘定が新たに設置された。これは琉球列島におけるドル現金の需給
関係から対外的なドル現送(出入)の必要が生じたとき、いつでもこれを同勘定
を通じて調整することにより、住民および米国軍人、軍属の需要に応ずる通貨
流通量を維持することを助け、現金通貨の流れを円滑にするため設けられたも
のである。海外とのドルの受払は、同勘定を通じて終局的にはすべて決済され、
それによって海外受払にともなうドル現送を可及的に節約することができる。

ドル切替えにより国内通貨と対外支払手段が、従来のB円とドルとの二本立
からドルに一元化され、国内通貨の一部が対外決済資金として、アメリカのコ
ルレス先銀行に預け入れされることになった結果、島内為替銀行は必要な場合、
現金を島内から、アメリカにあるいはその逆の現送を行なう必要が生じた。

たとえば入超によって、コルレス先銀行への預け金が減少し、貿易決済上支
障が生じた場合、沖縄の銀行はアメリカへのドル現送を行なうかわりに、この

財務省預託勘定に現金を払い込み、その見返りに入手した財務省宛ドル小切手をコルレス先銀行に送付することによって、自己のコルレス先勘定を補充することができる。コルレス先銀行はそれを連邦準備銀行に提示することによって支払をうける。連邦準備銀行は、同行にある財務省預託勘定からその分を引落すことによって決済を完了する。つまり以上のような経路をとおして、最初は琉球銀行にある財務省勘定にドル現金が払い込まれ、最終的には米国の連邦準備銀行に設定してある財務省勘定からその金額だけ差引かれ相殺されることになる。出超の場合は上記の経路と逆になる。いずれの場合もそれは現送の必要そのものを消滅させるものでないが、海外とのドルの受払を同勘定に通じて一元化することにより、現送を節約すると共に、私的な現金の持出、持込みをのぞけば各銀行の対外収支と同勘定の収支尻をとおして、沖繩の通貨の増減をほぼ推定できることになる。同時に沖繩のドルはこの財務省預託勘定をとおしてアメリカの通貨制度と連結しているわけである。

以上のことからつぎのことがわかる。つまりドル切替えをとおして米民政府によるドルの集中管理がなくなったこと、つまりB円に代ってドルそのものを沖繩に与えたことは、（これは同時に従来金融の中核におかれた琉銀の中央銀行的性格・特別権限の縮小をとまなうものであったが）何らドルに対する統制をアメリカが失ったことをいささかも意味するものではなかったことである。むしろ沖繩の銀行は自らドルを所有することによって、むしろ自前で国内ならびに対外支払準備を考慮し（少くとも今まではB円だけを心配しておればよかった）、対外支払準備もドル以外保有できず、さらに法定支払準備金の過半もこれをすべてアメリカにおかねばならないという強い拘束をもうけられたわけである。海外とのドル受払は財務省預託勘定によって一元化されており、これらによってアメリカは沖繩のドルの内外の動向を完全に掌握することができるし、したがってまたそれを基礎として、アメリカにとって適切な政策を打出すことができる。対外取引もドル以外認められず、外貨保有も認められないわけであるから、為替管理の撤廃といってもこの点は全く従来どおりであって、完全にドルによって

一元化され統帥されているわけである。(なお琉銀の普通銀行化にも拘らず、民政府による琉銀に対する管理体制がより強化されたことについては前掲『琉銀十年史』359頁以下参照。)

〔Ⅱ〕 布令11号「琉球列島における外国人の投資」(Number 11 “Foreign Investment in the Ryukyu Islands”)

この布令は第1条でその政策目的をつぎのようにのべている。

「琉球列島米国民政府及び琉球政府の根本目的は、輸入への依存度を減少し、輸出による所得を増加し、かつ琉球住民の適切な生活水準を維持するための健全、かつ活気ある経済を發展せしめるため琉球の資源を最大限に活用することを援助することである。

高等弁務官及び行政主席は、琉球人と共同もしくは外国資本単独のいずれを問わず、前述の目的の達成に全面的実質的寄与をすると同時に投資者側も適当な利得を受けるとき外国資本の投資を歓迎する。経済資源の開発または琉球列島の生産力の発達に寄与する新規生産事業の設立を目的とした健全な投資申請に対しては特にこれを奨励する。

琉球の通貨としての米ドルによる資本及び利潤の自由送金制及び現在提供されているその他の誘因のほかに、さらに米国民政府及び琉球政府は外国及び島内の民間企業を琉球経済の工業化に参画させるために投資環境を絶えず改善するよう最大限の努力をする。」(傍点筆者)

外資導入に関する旧布令(1952年11月の民政府布令90号「琉球列島における外国人の投資」。なお沖縄における最初の外資法は、1952年3月の民政府布令74号である。)が基本的に外資を歓迎することを建前としながら多くの制限条件を附することによって、結果的には外資を制限するものであったのに比べ、新布令のいちじるしい特徴はそれが積極的に外資導入をはかることを意図していることである。

(1) 新布令では旧外資法の民政府布令90号で審議および許可の基準とされていた第2条第3項の「外国人の投資の優先権は、資本の主要部分を島内資本で充てる投資者に与えられなければならない」という従来の島内資本充用優先主

義の項が削除された。新布令においては前記第1条にあるように「琉球人との共同もしくは外国資本単独のいずれを問わず……」と規定され、島内資本充用優先主義は認められていない。

(2) 旧布令では「米国駐屯軍に必要欠くことのできないもので島内資本または技術で得られない企業を設立するもの」(第2条第4項)が導入基準の一項にあげられていたが、新布令では削除された。

前記琉銀調査部の資料では、この改正を「これは琉球経済の発展と従来導入された外資の供給によってかかる需要に応ずる能力ができたため、とくに条項を設ける必要が認められなくなったものと思われる。さらにこの点は従来たびたび民政府より声明された軍需要の物資サービスを可能なかぎり現地調達するという方針とも合致するもの」と評価している。(前掲『金融経済』1958年10月号)

しかし、この規定は先記の沖縄における最初の外資法(1952年3月の布令74号)でも、つぎの外資法同年9月の布令84号にもなかったもので、3回目の布令90号において新たに加えられたものであり、またこれに関する免許権は直接民政府のもとにおかれたものである。これはいわゆる「特別免許外商制度」略称「特免外商」と呼ばれ、特免にしたがって主に米軍、軍属相手に事業活動を行った。そのほとんどはサービス業で、しかも税金を全く課せられなかったので沖縄経済には導入効果はほとんどなかったといわれるいわくつきのものであった(『琉銀=ユース』1968年6月号所載「沖縄経済と外資導入」)。新布令がこれを削除したのはむしろこの点を考慮したものであろう。さらにB円軍票のドル切替えと同様、むしろ布令における軍事色の払底を意図した結果とも考えられる。

(3) 外国人の投資は旧布令の規定によればすべて外国為替(ドル)、つまりドル貨幣資本の形態でなされねばならなかった。これはおそらく本土資本つまり日本資本の進出を防止する機能をもった規定であると思われるが、この点新布令第6条では、「本布令に基いて発行される免許証で許可される投資は、米国ドル為替又は米国民政府によって受理できる外国為替でなされる。免許当局は実質的に価値のある企業を設立する上で必要を認める場合は、機械又はそ

の他の物件を以って投下資本の一部を投資させる事が出来る」と規定され、投資方法に柔軟性を与え、とくに物的資本＝設備投資に便宜を与えている。

(4) 流通通貨のB円からドル(当時それが国際通貨として最も強力かつ高い需要をもっていたことは周知のことであろう)への転換はそれだけでも投資に有利であるが、とくに新布令では許可された外国資本の元本及び利潤の送金についても何らの制限を課していない点が注目される。このことは為替管理が事実上ドル切替えの結果不可能であることの当然の帰結であるともいえるが、しかしドル流通下でも制限は必ずしも不可能ではないのであって、この点でも送金の自由認可は外資導入を促進する重要な要因の一つとなりうる。だがこの場合においてもこの有利な投資誘因の最大の利用可能性を与えられているものが当のドル資本であることはいうまでもないだろう。

(5) さらに外国企業の固定資産投資規模の適否(第4条2項)および外資の継続的経営能力の有無(第4条3項)を免許基準の一つとして明文化したこと、民政府および琉球政府がたえず投資環境の改善への最大限の努力を表明した点などが新布令の特徴としてあげられるであろう。

ところで、新布令ではその第2条で「琉球列島米国民政府の管轄下にある領域内での外国の会社、個人又はその他の団体による事業活動及び事業への投資は琉球政府行政主席の事前の許可を必要とし…」(傍点筆者)と規定しており、旧布令の場合、許可の最終権限を米民政府に与えていたのに比較すると、形式上は住民側の自主性の発展を示すものとみることができる。しかし新布令第3条の免許手続をみると、主席に提出された申請書は、諮問機関である外資導入審議会で審議したのち、その申請書の処置勧告は民政官及び行政主席が審査するとなっている。外資導入審議会は1952年12月民政府指令20号「外資導入審議会の組織及び義務並びに運営手続」によって発足したものであるが、琉球政府行政主席の任命する5人(琉球政府側3人、民政府側2人)で構成され、決議は多数決によっていた。ということは外資導入の審議は常に沖縄側が主導権をもっていたようにみえるが、重要なことは同審議会は執行機関でなく、民政官の諮問機

関であり、審議会の決議はすべて民政官の承認を得て行政主席の署名によって始めて成立することになっている。したがって外資導入に関する最終決定権は民政官にあって、行政主席の署名は多分に形式的なものにすぎない。(掲掲『琉銀ニュース』1968年6月号参照)

だから新布令においても免許の実質的権限は依然として米民政府の下にあり、また少くとも米民政府の意に反した決定を行なうことは不可能であるといえる。ここにもドル切替えにともなう開放体制化そのものの大きな枠組＝制約を感じることができるであろう。それは決して日本資本の自由な沖縄進出を許すものではありえなかったのである。そのことはたとえば本土銀行資本の上陸を決して許さなかった点にも明白である。

〔Ⅲ〕 布令12号「琉球列島における外国貿易」(Number 12 “Foreign Trade in the Ryukyu Islands”)

ドル切替えにともない従来の為替管理が廃止されることになったため、これまでのように為替管理をとおして貿易を管理することができなくなった。したがってこれまで沖縄の為替及び貿易を管理していた1950年10月の軍政府布令26号「琉球列島における外国貿易及び貿易手続」と同年11月の軍政府指令11号「琉球列島における外国貿易及び外国為替」は全面的に廃止され、輸出入のみの管理がのこされることになった。旧布令26号は日本の「外国為替および外国為替管理法」にならって、外国為替はすべて外国為替集中機関にプールし(ただしそれを保有するものはアメリカ民政府である)、輸出入等は承認制度とする管理貿易方式でそれに必要な事項を定めていた。しかし新布令では外国為替管理制度が廃止された後の貿易面での管理要領だけを規定しており、旧布令に比べていちじるしく簡素化されている。新布令の特徴を項目順にのべると、

(1) 布令第2条「通貨」で対外取引およびこれに伴う支払に使用される通貨を規定している。「すべての対外取引及びこれに伴う支払は、琉球列島に所在する公認金融機関を通じ、アメリカ合衆国ドルによってのみ行われる。但し、民政官によって特に許可された他の通貨による取引についてはこの限りではな

い。(傍点筆者) 例外規定は認めているが、しかもその場合にもアメリカ側の許可を必要とするわけで、原則としてドルのみが支払手段に用いられることを規定したものであり、これと先の政府機関あるいは金融機関がドル以外の外国為替保有を認められていない点を合わせると、沖縄が対外支払手段をドルだけに拘束=制限されているきびしさをこの規定にみることができるだろう。

(2) 対外決済が琉球列島の公認金融機関を通じ、全額現金支払によって行なわれる場合は、別に指定された場合をのぞいて、如何なる輸出入についても許可を要しないことになった。(第3条) 従来必要とされた輸出入許可証は原則として廃止された。ただし現金決済によらない場合はすべて琉球政府の許可を必要とすることが規定されている。

(3) 琉球政府は「琉球経済の利益と正常にして適切な貿易を確保するために、その都度民政府の承認を得て指定貨物の輸出入又は指定地域からの貨物については、これを禁止したり、或いは許可の取得を要求したり、或は条件や最高割当量を定めることができる。」(傍点筆者) したがって島内産業育成などの理由によって、原則として自由とされている貿易を一部規制することは認められているが、むしろこれは例外規定で、原則をそれほど制限するものではない。

(4) この布令で最も特徴的なものは自由貿易地域 (Free Trade Area) を設定することにした点である。(第5条) この条項は沖縄の貿易制度上全く経験のなかった新しい試みであるため、新聞紙上や通貨切替え政策委員会において最も注目されたものであった。自由貿易地域設置の提案者である民政府側の意向は、沖縄の経済発展は現貿易制度では限られており、この停滞を打破する手段として自由貿易地域制度を導入することであったようである。自由貿易地域設定の目的は「他地域に対する輸出のための貨物を保管又は操作する物資集散地として琉球列島を利用することを促進するにある。」と規定している。

布令における自由貿易地域の内容は布令によれば「指定保税地域内で、保管、展示、再包装、加工、仕上げ又はその他の作業を行なうため貨物を輸入しようとするものは琉球政府に対し当該事業につき認可の申請を行なうことができ

る。」「許可書に基いて指定保税地域に輸入される貨物、または同地域から再輸出される貨物はすべての物品税、輸入及び輸出の許可などを免除される。」と規定されているところから、自由港 (Free Ports) 制度の一つである自由港区 (Free Ports Quater) に相当するものと考えられる。(前掲『金融経済』1958年10月号解説)

以上のことから沖縄の場合の自由貿易地域は、沖縄の開港場の一定地域を指定地域として、この地域に出入する貨物の関税を免除し、仲継貿易ないし再輸出を助長しようというのがアメリカの意図であったことがわかる。

アメリカの自由港制度は1934年の貿易地帯法 (Free Trade Zone Act) が制定されたときにはじまるが、初期には地帯内における製造や商品の展示などを許さず、自由港制度のうちの自由地域 (Free Zone or Free Districts) 制をとるものであったが、1950年の改正によって製造及び展示も認められることになり、さきへのべた自由港区制をとることになり、ほぼ同じものを沖縄にも設置しようとしたものといえよう。(『世界週報』1958年11月29日所載、坂内富雄「変容する沖縄経済—問題はらむ自由貿易地帯の設置」参照。)

* 自由港とは保税制度の一つであって、一言でいえば貿易港の全部又は一部を区画してこれを関税区域外におく制度である。自由港は一般に自由性の段階によって、自由港市 (Free Ports Proper or Free Ports City)、自由港区、自由地域の三つに分類される。自由港市は貿易港の全部を保税地域として、関税制度上の外国とみなし、貨物の出入、貯蔵、加工、製造などを自由にし、また一般市民の居住も許すものである。自由港区は貿易港の一部を限定し、この地域への貨物の出入、貯蔵、加工、製造などの自由を認めるが一般市民の居住を許さないもの。自由地域とは自由港制度の中で最も限定されたもので、貨物の出入、貯蔵、改装、仕分け、手入れは認めるが、加工、製造は許さず、むろん一般市民の居住は許さないものである。

なお、アメリカは終戦後GHQ (総司令部) をとおして日本にも横浜、神戸、長崎などに自由港区を設置することを勧告したことがあり、また鶴見、川崎のような統括管理しやすい重工業地帯で、自由貿易地帯をつくることも勧告したといわれる。しかし日本における自由貿易地域設置は日本側の反対によって、結局実施にはいたらなかった。(『世界週報』同上、なお柴田銀次郎『自由港の研究』1950年、179頁以下参照)

自由貿易地域の決定および免許の権限は、行政主席に与えられており、また自由貿易地域から貨物が沖縄経済圏内に入る場合も琉球政府の事前許可を必要とされている。また自由貿易地域からの小売は禁止されている。自由貿易地域に関する規定は基本的なものに限られており、細則は今後琉球政府が公布することになっており、貿易地域に関するかぎり一応法文上琉球政府の権限は強力であり、この点パナマの自由貿易地帯では普通の物資は自由に輸入できるのと比較すれば、一そう強い保護規定がおかれている。(『世界週報』同上)

ただし非琉球人つまり外国人が自由貿易地域で事業を実施する場合の規定については、さきの布令11号「琉球列島における外国人の投資」にもとづくという規定があり、もし自由貿易地域を利用するものが外国人であるとすれば、現実にはこの方がはるかに可能性としては大きいのであるが、この場合民政府の発言が確保されているわけである。したがってこの点からすれば、自由貿易地域設置の試みはこれを日本を含む東南アジアその他の東洋貿易の拠点とする意図がふくまれていたのかも知れない。あるいはむしろ自由化の要素を出来るかぎりこの段階で広げておきたいというアメリカの願望を表現するものであったという方が正しいかもしれない。(ただしこの沖縄の自由貿易地域はこの段階でまだ確定的でなく、1959年8月27日の自由貿易地域規則の公布によって漸く設置されるのであるが、米国、日本、沖縄それぞれの利害の複そうによってあまり発展しなかった。山城新好「自由貿易地域に関する一考察」、琉球大学『経済研究』第3号1962年5月所収参照。)

(5) このほか共産圏からの貨物輸出入を禁止した規定があるが、これは旧布令でも同様である。この規定は当時アメリカで施行されていた「外国資産管理規則」(United States Foreign Assets Control Regulation)で、これが沖縄においても適用されたわけである。

いずれにしても新布令においては、従来 of 布令に規定されていた多くの管理規定・禁止条項が廃止され、貿易管理がいちじるしく自由化されているのが特徴であるが、同時にその自由化はドル経済圏としての自由化であり、対外支払

決済手段の使用ならびに保有がドルのみに限定され、また共産圏との貿易も全面的に禁止された形をもったカッコ付の自由化であったことを確認しておきたい。

〔IV〕 布令13号「価格等の統制について」(Number 12 “Control of Prices”)

この布令は琉球政府の意見具申により公布されたものといわれる。もちろん布令案を琉球政府が作成し、民政府が検討して公布したものであるが。

この布令は「合衆国通貨の導入ならびに1ドル=120B円の交換レートによるB円の米ドルへの通貨切替えにともなう商品の価格及びサービス料金の騰貴を阻止し、それによって「社会的又は経済的な混乱を避け、経済の安定を確保することを目的」として公布された。

布令では物価騰貴の起る要因を、①米国ドルの導入による騰貴、②1ドル対120B円の率によるB円と米ドルとの交換にともなう端数切上げによる騰貴という二点において、それに対する11項の措置を決めている。

しかしこの布令はあくまで過渡期における暫定措置として設定されたもので、したがって民政府が今後このようなドル切替えによる混乱の時期が終ったことを確認すれば、この布令は廃止されるものであった。事実上、切替え後物価は一時上昇したが次第に値下りの傾向がみえてきたため、実際にはこの布令は発動されることなく終った。したがってこの布令はさきの三つの布令とは性質を異にするものであり、ドル切替え政策の主要な構成要素ではなかった。

以上のような沖繩における政策措置と併行してアメリカは財政支出による援助を予定していた。沖繩でドル切替え発表の行なわれた8月23日(アメリカでは8月22日)と同じ日、ブライス下院議員(イリノイ州選出民主党)はブライス法案(琉球列島の経済的、社会的発展促進法案=A Bill to Provide for Promotion of Economic and Social Development in the Ryukyu Islands)を政府の承認をえて提出した。これは「(1)琉球における米国民政府の経済、社会発展を促進する計画にたいして明確な法的根拠を与えること。

(2)琉球にたいするアメリカの財政行政をグァム、バージン諸島の場合と同様

に正常化すること。

(3)もっとも重要な理由は琉球の一般庶民に対して安定感を与えること。」を意図するものであったといわれる。(宮里政玄『アメリカの沖縄統治』1966年、152頁参照)

当時沖縄に対するアメリカの援助は漸減傾向にあり、1958年度(1957・7, 1~1958・6, 30)には実質的に百万ドルを割っていた。プライス法はこれを一きよに600万ドルに引上げ、これまで法的根拠をもたず、単に予算措置として支出されていた沖縄援助を確固とした法律による援助体制下におき、これによって沖縄におけるさきの政策転換を支援すると共に、統治体制の安定をはかろうとするものであった。しかしこの法案はこの段階では審議未了となり、結局1960年5月下旬院通過、7月12日制定、大統領により署名公布されるという経過をたどることによってさきの布令の実施と若干の時の遅れをみせている。(『琉銀ニュース』1969年9月号所載「琉球政府財政と財政援助」参照。なおプライス法の大統領署名公布日は文献により異なる。例えば宮里政玄、前掲書では7月7日とあるが、ここでは上記の琉銀資料による。)

しかしこの法案がかつて沖縄の土地問題(軍用地問題)を極度に尖鋭化せしめたプライス勸告を行なった、当のプライス氏によって提起されたところに、アメリカのドル切替を契機とする統治政策の変化の姿勢をよみとることができるであろう。

通貨切替えに関連した上記の四つの布令が公布された3日後の9月15日、布令14号「通貨」が発表され、翌16日以降ドル切替えが実施された。つぎにこの点にふれておこう。

II 通貨制度の変革

〔I〕 通貨切替え

9月15日の高等弁務官布令14号「通貨」(HICOM Ordinance Number 14 “Currency”)が公布され、同布令によって、9月16日以降合衆国ドルが沖縄の法定

通貨となることが決定され、その他具体的な旧通貨B円との交換期間、交換率などが明らかにされた。(戦後沖縄での4回目の通貨交換)

交換期間は9月16日(0時)から24日(24時)までのわずか5日間で交換率は1ドル対120B円、1セント未満の端数についてはB円60銭以上を1セントに切上げ、59銭以下は切捨てられることになった。(5捨6入)その後通貨交換の終了する9月20日の布令15号によって、特別の理由あるものについて、9月30日まで交換期間を延期し、さらに10月2日の布令16号により、もう一度延期され、結局11月29日をもって通貨交換は最終的に完了した。

回収されたB円はキャンプ桑江に琉球銀行から直送され、アメリカ兵がこれを再鑑し、すみ次第ドラム缶に投げこまれ、さらにセメント詰めにした。このドラム缶は3千フィートの深海に投げこまれたという。かくして1948年7月

第1表 通貨交換高総括 (1958年9月16日~11月29日)

項目	交換高	交換ドル高	交換円高
コルレス買取高(1)		8,582,308	1,029,876
球銀及びその他金融機関手持交換(2)	}	12,411,799	1,489,415
金融機関手持残額及び一般交換(3)		13,786,005	1,654,339
アメックス交換高(4)		734,177	88,101
合計		35,514,291	4,261,733

前掲『琉球十年史』339-40頁記載による誤差調整済の数字。

(注) (1)のコルレス先ドルの買取りは琉球銀行が日本およびアメリカにあるコルレス先の預託ドル(民政府商業ドル勘定資金)を民政府から買取ったもの。

内訳は次のとおり。(単位ドル)

The Bank of Tokyo Ltd.	3,544,331
Bank of America	1,664,362
First National City Bank	1,465,524
Manufacturers Trust Co.	1,846,546
Bank of Taiwan	61,541
計	8,582,308

(2)は琉球銀行手持B円(軍用地代・民政府預金・琉球政府当座預金を中心とする)及び他の金融機関の手持金の一部を交換したもの。

(3)は9月16日から11月29日まで琉球を含む全琉金融機関および市町村役所を通じて交換された一般住民手持現金額と金融機関手持現金の残額分。

(4)はアメリカンエクスプレス軍用銀行交換分。

第2表 地域別交換高及び比率

地域別	項目	ドル交換高 (ドル)	%
沖 縄		12,584,459	91.3
{ 那 覇 市 沖 縄 南 部 沖 縄 中 部 沖 縄 北 部	那 覇 市	7,765,562	56.3
	沖 縄 南 部	1,110,361	8.1
	沖 縄 中 部	2,829,778	20.5
	沖 縄 北 部	878,758	6.4
宮 古		687,555	5.0
八 重 山		513,990	3.7
合 計		13,786,005	100.0

(注) 前掲『琉銀十年史』340頁による。

の状態を示すと第2表のとおりである。なお、第2表における沖縄中部地域の相対的高位はコザ市を中心とする基地経済の位置を示すものであろう。

〔Ⅱ〕 ドル切替後の通貨機構

B円制度下の沖縄の通貨制度の特色についてはすでにふれたが、その場合にのべたように57年6月の「外国為替清算勘定」設置以前においてもB円はドルによって100%以上カバーされていた。その場合B円の総額は外貨収支とは別に、民政府によって見返資金、琉銀民政府預け金勘定などを通して操作され、外貨保有高（米民政府商業ドル勘定、なお琉球列島の場合外貨保有は合衆国ドルのみに限定されていた）と完全に一致しなかった。外国為替清算勘定の設置後、B円発行量は外貨保有高と自動的に一致するようになり、100%ドル準備発行制度＝ドル為替本位制の形をとるようになった。（前掲拙稿『経済論叢』102巻1号参照）

ドル切替えによりこの体制はどのように変化したであろうか。

(1) 通貨切替えにより従来の外国為替（対外支払手段）であったドルそのものが、法貨（国内通貨）となり、対外支払手段と国内通貨がドルによって一元化されたのであるが、これまでも100%ドル準備制であったのだから、通貨量の増

の第3次通貨交換＝B円による通貨統一以来沖縄の法貨であったB円は姿を消した。（宝村信雄「ドル切替物語」, 前掲『金融経済』1958年10月号, 『琉銀十年史』337頁。なおB円の始末を裁断・焼却によらず、なぜ上記のような方法で行なったかは不明である。）通貨交換の最終的結果は第1表の通りである。

なお第1表のうちほぼ一般沖縄住民関係交換分を示す(3)の金融機関手持高および一般交換分の地域別分布

減に関するかぎり実質的な変化がもたらされたわけではない。ドルそのものの流通によってB円→ドルあるいはドル→B円への転形における時間ないし転換コスト（これが前述のように外国為替業務を独占的に取扱っていた琉球銀行にとって一つの大きな収入源であった）を節約することになったことはいうまでもないが、通貨量の増減が、もっぱら国際収支によって決定され、島内経済事情に伴う自主的な通貨政策を遂行する余地を持たない点では従米と全く同様である。

(2) しかし国際通貨として機能しうるドルを法貨としたことによって為替管理は事実上不可能になり、それを前提として貿易・資本の自由化がはかれるにいたったことは、大きな変化であるといえるだろう。いわばドル切替えはその意味で、沖縄の統治政策の変化＝変革の契機であると共に前提でもあった。

だが為替・貿易の自由化、外資導入の積極化が目的であるとすれば、すでにのべたようにB円は100%ドル準備通貨であるから、ドルとの交換性を自由にすれば、技術的には同じ結果が生じたであろう。B円が軍票であるから講和後にとってふさわしくないというのであれば、通貨の名称を変更することによっても可能であったはずである。それをドルそのものを導入することによって解決したのは、さまざまな要因が考えられるが、もっとも重要な要因の一つは、それが貿易自由化にとっても、外資導入・元本利益送金の実行にとっても、直接的＝即時的且つ経済的であるという点であろう。

沖縄の経済規模が小さいこと、したがってドルを直接流通させても、それによって、沖縄を掌握できて、逆にアメリカ自体が大きな影響をうけることがないこと、またB円にのこされた円という称呼から沖縄を遠ざけること、則ち本土との連帯を貨幣面から切断することも考慮された要因の一つであったかもしれないが、B円がたとえ100%ドル準備発行通貨であり、またその交換性が、当面100%保証されているとしても、少なくとも沖縄経済への出入はB円とドルの転形を必要とし、またその転形がいかなる場合に停止ないし制限されるかも知れないからである。この点ドルそのものが流通しておれば、国内の移動と同様、転形のコストと懸念は存在しなくなるからである。

(3) ドル切替え=為替管理の廃止によって民政府の商業ドル勘定は廃止され、従来民政府による外貨集中とB円という二本建で運用されていた体制は一定の変化をうけることになった。つまり今迄は外貨の保有は民政府商業ドル勘定に集中されていたので、対外決済資金については、沖縄の銀行は少くとも自己の資金(外貨)を外国に保有することなく、B円だけを運用しておればよかったのであるが、通貨切替え後は外貨集中がなくなり、自らドルをもつことになったのであるから、対外決済資金も自ら用意しなければならなくなった。つまりB円の場合であれば一応100%国内向に使用できたのに、ドルにかわると、その中から対外決済資金に一部をコルレス先に預け金として運用しなければならぬわけであるから、それだけ手許運用資金は減ることになる。先記のドル交換時点をとってこの対応関係を琉銀資料によって示すと第3表のとおりである。

第3表 B円およびドルの対応関係 (1ドル=120B円)

商業ドル勘定 35百万ドル		
住民手持ち高 16億B円	銀行手持ち高 26億B円	
↓ 島内保有高 ↓		
住民手持ち高 13百万ドル	銀行手持ち高	
	手持高 14百万ドル	外国銀行預け金 8百万ドル
島内保有高(27百万ドル)		在外ドル資産

(注) 琉銀『金融経済』1966年3月号所載。
金城弘征「沖縄の金融構造とその問題点」による。

ドル切替えに伴うこのような国内通貨への圧迫を緩和するため、民政府はコルレス先外国銀行への預け金勘定を手持現金と同様に法定支払準備充当金として認める措置をとった。(前記布令10号)

しかしたとえこのような措置がとられるとしても、すでに指摘したように預金支払準備とは別に対外支払準備をもたねばならないこと、また従来までは琉

銀をのぞく各金融機関の支払準備金は琉銀に集中されていたのが、今後は夫々琉銀も含めて自前で準備しなければならなくなったのであるから、準備率は従来と変らなくても支払準備金として拘束される準備金の全体量は前より多くなるはずである。(前には琉銀準備金が全支払準備を代表していた。) なお一言つけ加えれば、琉球銀行の場合、前には資金供給に利用しえた各銀行の支払準備金が合衆国に移されたわけであるから(『琉銀十年史』357頁)、自己負担の分も含めてその影響は多大であったと思われる。

在外資金も本来はそれ自体が対外決済手段となりうる国際通貨ドルになったので少くてすむものが(理論上はりでもよい)、全体とすれば一層多くの資金がアメリカ国内に在外資金として拘束されることになる。さきにもべた支払準備金の在外保有形態の規定はまさにこのことを強制するものである。

以上のことから沖縄金融機関は高率の支払準備率による拘束ばかりでなく、全体として支払準備額を従来よりも一層高めざるをえず、従って信用供与の可能性は全体としてB円時代よりも相対的には低くならざるをえないこととなるだろう。このような要因からくる圧迫に対する救済措置として外国銀行からの借入金あるいは預り金の受入が認められることになった。この外国銀行からの受信限度は琉球全体で約1500万ドルといわれる(宝村信雄『琉球列島におけるドル切替え後の影響』1959年、米民政府刊、7-10頁)。ただしこの外国銀行からの信用受入れの大宗である琉球銀行の場合、外銀クレジット・ラインの設定は、夫々の場合につき民政官の認可事項となっている。(1969年10月琉銀条例改正)

この外国銀行の与信行為は結局琉球側銀行の信用状態つまり外国銀行宛の預け金を基礎としてむしろその限度においてなされるわけであるから、結局のところ金利を支払って自己の資金(こちらは要求払預金)を借り入れるということに等しいわけである。むしろ自己の資金を拘束されることによって自己の提供した資金を自ら借金の形で入れてこななければならないということになる。沖縄の場合、ドル流通圏にありながら各金融機関は連邦準備銀行との直接的関係を切断されているのであるから、また国際収支による受取増以外に追加資金をえ

ることはできないのであるから、資金不足の場合、個別的に民間外国銀行の借入に依存せざるをえない。(もっともその場合も信用状態からいって、琉銀以外その可能性は大きくないが) 金融の季節的変動が大きければ、(沖縄の場合、輸出構造からいっても、基地的性格からいってもそうだと思うが。) それだけ外銀ファシリテイの介入の余地は大きく、外銀への依存度はそれだけ大きくならざるをえないわけである。ドル切替えはそれ故その点だけをとってもB円時代に比べて、外国銀行に収益(短期資金貸付)の機会を拡大したといえるであろう。

(4) さきに沖縄における通貨量の増減は終局的には国際収支に依存し、この点に関するかぎり、B円時代と実質的差異がないとのべたが、この場合入超赤字(もともと貿易収支は慢性赤字で、基地収入でカバーしているわけだが)により、ドルが減少しても、価格ないし所得要因を媒介として輸出増を招来しようとする輸出産業をもっているわけではないから、価格メカニズムによって輸出増=均衡回復が予定されているわけではない、つまり自動的な調整が行なわれるわけではない。(逆に黒字は輸入増に直結する構造をもっている。前掲拙稿『経済論叢』102巻1号参照) この点もB円下と同様である。ただ在外資金を自ら保有しなければならぬことによって、また上記(3)にのべた事情によって、入超の場合の逼迫と困難はより強く現われることになるであろう。もっとも、国際収支それ自体はドルで支払われるのであるから支払われるかぎり問題ではないが。

(5) ドル切替えに当って一つの大きな問題点とされたのは、B円の場合は100%準備発行であり対外支払は一元化されていたから明確であった島内通貨量が、ドル切替えによって計測不能になるという点であった。あたかも本土において例えば大阪府になり京都府なりの流通通貨量が不明であり、またそのような測定自体が不要でもあるように。

しかし沖縄の場合も、さきに指摘したように引替え時の保有高は分明であるから、個人的なドル現金(現ナマ)の持出、持込(為替管理の自由なところに誰も大金を現ナマでもちこむ手間をかけるものはないだろう)を除けば、通貨の増減は各銀行の対外収支および終局的には財務省預託勘定の受払によって、示されるこ

とになるわけで、貨幣流通の状況が全く掴みえなくなるということは、杞憂であり、またまさにその意味において、沖縄のドルはむしろ民政府管理(民政府商業ドル勘定)という媒介機構を排除することによって、財務省と連邦準備局のつまりはアメリカ通貨当局の直接掌握＝管理下に入ったともいえるであろう。

III 切替えの直接的結果

以上のことから、ドル切替えに当って、あるいはドル切替えを通して意図され実施される政策方向をほぼ確定することができるであろう。それはドル切替えを転機とする、沖縄経済のドル圏への直接的包摂であると共に、管理制度の大巾撤廃、沖縄経済の開放体制化を目指すものであったといえるだろう。その意味でドル切替えは単なる法貨の切替えをこえる統治政策・基地維持政策の大転換＝変革であったわけである。

このような政策転換の背景についてはすでにふれたが、(前掲拙稿)要するにドル切替えを通ずる或はそれにとりなす政策施行の狙いは、沖縄経済のドル圏への直接的移行を契機とする開放体制への移行をとおして、沖縄経済に一定の発展を与え、土地問題でのアメリカの一定の譲歩と共に、軍事基地＝土地問題をめぐって激化した沖縄住民の反抗、さらにそれと結合する本土復帰運動の激化を吸収し、基地沖縄の維持を安定せしめる前提条件をつくり出すことにおかれていた。それが占領時代の遺物B円軍票の廃止を通して統治体制を「正常化」する措置として打ち出された政策の第一の目標であった。またその重要な要素の一つとして沖縄に米日民間資本を誘導することが意図されたのである。

貿易面においても、それは沖縄の直接ドル圏依存の拡大をいま以上に期待できることになるであろうし、またそのことは沖縄を媒介とする対日本政策を有利に展開する要素となるであろう。またアメリカ資本の導入は上記の政策遂行を一層有利に展開する戦略要素として利用することができると共に将来沖縄の返還の場合においても、アメリカにとって日本への既得権を確保する重要な手

段となるであろう。

さらに当面の問題として沖縄を直接ドル圏として開放することは持続的な対沖縄出超をもつ日本の国際収支（それは当時しばしば危機にみまわれがちであった）に対して有利な要因を与えることになるであろう。これらの要因（貿易と資本導入）を通してアメリカのドルによる沖縄支配を日本との共通の利害の上におくことが可能となる。このことによって本土からする復帰運動・基地排除の力を分裂せしめ弱めることが可能となるであろう。

だからドル切替え策は単なる沖縄統治政策＝基地の安定維持策だけにとどまるものではなく、安保改訂交渉を目前とする段階において、ドルによる直接的な掌握をとおして、アメリカの沖縄の長期的支配（隔離）＝基地の長期的維持の決意を内外に示すと共に、むしろその前提の上に日本をむしろ沖縄の中に引き込むこと＝ドル圏沖縄をエサに日本をつり上げることを意図する対日政策の新たな展開であったともいえるであろう。（このことはドル切替え直後の10月にはじまる安保改訂交渉に際して米側の最初の要求が、安保条約の範囲を防衛義務に關して日本領土だけに限らず、沖縄、小笠原を含む西太平洋地域に拡大することにあつたこと、つまり沖縄を適用範囲に含む米韓・米台相互防衛条約と日米安保条約を沖縄をカナメとして結合することにあつた点にも明白である。）

1958年9月にはじまる政策転換は11月の土地問題の最終的解決＝アメリカの一定の譲歩をへて、59年9月30日の高等弁務官布令25号「琉球開発公社の設立」＝琉銀からの琉球復興金融基金の分離、および同年10月30日の布令10号改正1号による琉球銀行条令および同付則の人巾改正によって、ドル切替え策に伴う一連の措置を終結する。

では1958年9月の転換以来どのような結果がもたらされたか。

(1) まず切替え直後の状況について、朝日新聞調査研究室の報告資料はつぎのようにのべている。

「切替えに当って物価の値上りが当面最大の問題だった。切替え当初物価は各地ともジリ高の傾向をみせたが、10月に入って次第に下がりはじめ、10月7

日現在那覇市では切替え前より総合指数が2%下った。地方の市町村はまだいくらか値上りの傾向をみせ、基地の街コザでは5%高となっているが、これも次第に下向く予想であり、結局物価はB円とドルの交換端数処理から起る一時的現象であることが分った。

海外送金、持出しが自由になった結果、ドルの海外流出も大きな課題だったが、琉球政府駐日代表事務所の推計では、切替え1ヶ月後の10月20日ごろまでに約20万ドルが日本に持込まれたという。(中略)しかしその後は次第にドル持出しも減っていった。こんごもドル持出しは続くともみられるが、大きな経済変動を起すほどの持出しはないものと予想されている。

通貨が一本化してみると、住民と米国人との間にあった差別が著るしく目立ってきた。琉球政府主席の月給が200ドルで、民政府につとめる米人タイピストの給料にも足りないことが分ったり、農家に対する肥料補助金が年間1ドルであったり、米沖の格差のひどいことが、むき出しとなった。(中略)いくら働いても兵隊の給料にさえならないとなれば、勢い勤労意欲がにぶるのではないかと政府筋は心配している。(中略)日本の教科書を使っている沖縄では、今後ドルと円の2本建てで教えたとしても、日常生活に何の縁もない円という観念が果して子供の頭に残っていくかどうかとも大きな問題である。日の丸もなく、星条旗とドルの中で日本人の意識を堅持しろといわれても無理な話だという悲観論も出はじめています。

金融面では琉球銀行が10月10日から「1年据置定期」の預金金利を5厘値上げし、その他の預金についても金利引上げを検討している。これは琉銀の独占的な機能が若干緩和された結果起った銀行間の激しい競争の現われであり、他の銀行も金利引上げを考えている。外国為替業務は第一相互銀行が早速開始したが、これから各銀行間の競争は資金量確保のため預金獲得をねらって、ますます激化し、逆に民間の資金は少しずつひっ迫してくるのではないかと予想されている。米国の期待にもかかわらず、不景気風が吹いているのが昭和33年(1958)11月末現在の沖縄の情勢である。」(朝日新聞調査研究室編『日本の安全

保障をめぐる諸問題』上巻、1959年2月25日所載小林英司氏報告、同書210-11頁。)

(2) 切替えからほぼ1ケ年後、1959年12月沖縄の通貨・金融状況を視察した吉野俊彦氏(当時日本銀行調査局次長)は「あくまで冷静にドル切替え後の琉球経済に何が起ったかを見定めねばならない。」ことを前置として、つぎのような興味ある報告を日本経済新聞紙上に寄せられている。

「(1) ドル切替え後も貿易管理の若干は残っているが、為替管理が完全に撤廃されたことはなんといっても注目すべき変化であった。いまや居住者、非居住者のいかに問わず、ドルの持込み、持出しはまったく自由であり、したがって外人預金の増加はかなり顕著であり、また外国銀行のクレジット・ラインも拡大された。まだ本格的な外資の流入は実現されていないが、従来に比べて外資が入りやすくなったことは間違いない。

(2) ドル切替えの第二の影響として外国為替業務が琉球銀行以外の市中銀行にも許されることになったため、各銀行の自由競争によって手数料が減少した。またB円時代のようなドルとの売買マージンが消滅し、貿易業者のコストはそれだけ低くなった。

(3) 次に指摘しなければならないのは、貯蓄性預金の伸びのいちじるしいことである。(中略) B円が軍票であり暫定的なものであることは明らかであったので、貯蓄性預金ないし生命保険の伸びにはおのずから制約があったことは当然であり、ドル切替え後この制約がなくなったのでこのような伸びが示されたのであろう。もっともドル切替え後、総預金の増加は1200万ドルに達しているが、この間軍用地の地代の支払いが始まっているので、預金総額の伸びがドル切替えに全面的に依存したとは必ずしもいえない。私の指摘しているのは蓄積資金中の定期預金の割合が高くなったことがドル切替えと関係があるだろうという点だけである。

(4) ドル切替えに伴い、この10月から実施された自由貿易地域は、(中略) 指定地域の面積も狭く、また日本政府から琉球政府に対し繊維その他の8品目については適用しないよう要望があったうえ、米国側の特恵関税も望み薄という

ことで、少なくとも現在のところ大きく発展する余地はなさそうである。

(5) 次に私が強調したいのは、これまで市中銀行業務に加えて中央銀行的な業務のある程度行なってきた琉球銀行が、しだいに完全な市中銀行化への方向をたどろうとしている事実である。(中略)これは琉球銀行に現地通貨を発行させずにドルが流通することになった必然の成り行きである。しかし同行の預貸金は全金融機関の半分以上を占め、同行の金利は市中金利の基準となっている。

(6) 最後に問題とされているのは、ドル切替えの物価に及ぼす影響である。切替えの比率は $120 \text{ B円} = 1 \text{ ドル}$ であるから、1セントはB円にして、1円20銭のはずである。しかしドルの場合、セント以下の単位がないので切替え時に端数が切り上げられたり、切り下げられたりする場合を生じた。たとえば主要交通機関であるバスの代金は、1区2円が2セント、2区4円が3セント、3区6円が5セントとなった。3区の場合はちょうど合うが、1区は切り上げ、2区は切り下げということになる。しかし市民の大部分は1区を利用していたので、事実上バス代は値上げとなった。またご祝儀は従来100円でよかったが、1ドル以下の紙幣がないため1ドル紙幣を包まなければならなくなった。琉球銀行の小売物価指数はドル切替え後上がっていないが、この指数には取引量によるウェイトが付せられず、サービス代金もはいていないから、これに頼ることは問題がある。しかも私の実感では、生活必需品は内地よりかなり高く、これに反して高級品がいちじるしく安い。だがこれはドル切替えの影響というよりも、物品税率が前者に高く後者に低いことの影響の方がはるかに大きいと思われる。」(同氏、「琉球の通貨金融事情をみて」『日本経済新聞』1959年12月26日。のち同氏『琉球旅行記』1960年、85-88頁に再録より要約引用。)

この二つの報告は夫々変化の事実を伝えるだけで、それを論評することを敢えて避けてはいるが、前者は沖縄側の与論の反対を押切って強行された直後の沖縄の不安を伝えており、後者はその後の自由化の進行に伴う変化の状況をのべている点で興味深い。

1959年2月本土における「甘味資源自給力強化総合対策」にもとづく沖縄産

糖に対する特惠措置の決定（明らかにそれは沖縄のドル切替えに対応するものであった）は沖縄糖業の分密化への転換を促進する前提を与え、さらに沖縄産パイナップルについても「特定物資臨時措置法」によって関税および差益金免除の特別措置を実施し、糖業とならんでパイナップル産業（対本土輸出産業）発展の基礎を与える。

一方1958年10～11月土地問題の終結によって1959年下期以降軍用地料の支払いが集中的に行なわれるにいたった。（1959年9月から1960年9月にかけて約2000万ドル。中野・新崎『沖縄問題二十年』1965年146頁。）

この二つの要因に支えられて、ドル切替え反対の声は急速に弱化した。そして沖縄はドル体制の下、つづいて1960年代の「繁栄」期に入るのである。

さきの吉野氏の報告にみられる貯蓄性預金の伸びはまさにかかる事態を反映するものであったといえるであろう。したがってドル切替えの効果如何はこの1960年代の繁栄の表層の内にもたらされたものを追求することによって、はじめて明らかとなるであろう。